

日本国憲法
教育基本法
学習指導要領

教育理念
学びの基礎・基本を身に付け、広い視野を持ち、国際社会で主体的に活動できる児童生徒の育成を目指す。

児童・生徒の実態
保護者の期待
今日的教育課題
社会の要請

学校教育目標

ともに みがき はばたく子

「知恵を磨き、心を耕し、身体を鍛え、世界に生きる」

めざす児童・生徒像

- すすんで考え、学ぶ子
- 仲間と共に創り上げる子 → 「共生・共創・協働」
- 仲間と協力して働く子

こんな学校

- 学ぶことが楽しい学校
- 友達と関わるのが楽しい学校
- カンボジアや外国の人や歴史、文化が学べて楽しい学校
- 異学年での活動が楽しい学校

こんな教職員

- 子どもと共に学び、共に歩み続ける教職員
- 愛情と責任をもち、共に励み続ける教職員
- 専門職として研鑽し続ける教職員
- 夢をもち、世界に開き続ける教職員

学校経営の基本方針

1. 子どもの学ぶ意欲を高め、基礎的、基本的な知識・技能を確実に習得させ、自ら考え、判断し、行動できる、教育活動の推進に努める。
2. 異学年との学びを通して、豊かな心や創造性の涵養を目指した教育の充実に努める。
3. 情報手段を活用するために必要な環境を整え、適切に活用した学習活動の充実に努める。
4. 教職員相互の和を基盤に、質の高い教育活動を展開し、教育目標の具現化を図る。
5. 家庭・地域と連携し、開かれた信頼される学校づくりに努める。